

2019年世界無線通信会議（WRC-19）に向けた我が国の考え方

議題 1.1 第一地域における 50–54MHz のアマチュア業務への分配

決議 658 (WRC-15) に従い、第一地域における 50–54MHz のアマチュア業務への分配を検討。

<議題の概要>

ITU-Rにおいて第一地域におけるアマチュア業務のためのスペクトルの需要を、50–54 MHz の周波数帯の中で検討し、研究結果を考慮し、アマチュア業務と移動、固定、無線標定及び放送業務との間の共用を、これらの業務の保護を確保するために研究した上で、WRC-19においてはこれらの研究結果を検討し、周波数分配を含み適切な措置を執ること。

<我が国の考え方>

Resolution 658 (WRC-15) に従った ITU-R WP5A の研究を支持する。無線通信規則 (RR) のいかなる変更も、第 3 地域における、50–54MHz の既存の一次業務に追加の制約を課してはならない。

議題 1.2 401–403MHz 帯及び 399.9–400.05MHz 帯における移動衛星業務/気象衛星業務/地球探査衛星業務用の地球局の電力制限

決議 765 に基づき、401–403MHz 帯における地球探査衛星業務 (EESS)、気象衛星業務 (MetSat) 並びに 399.9MHz–400.05MHz 帯における移動衛星業務 (MSS) の地球局での pfd 制限値の確立の可能性について、必要な技術面、運用面、規則面での検討を行う。

<議題の概要>

401–403 MHz の周波数帯の EESS(地球から宇宙) 及び MetSat(地球から宇宙) 並びに 399.9–400.05 MHz の周波数帯の MSS (地球から宇宙) の地球局に対する帯域内電力制限値を確立する可能性について、技術面、運用面及び規制面について検討を行う。

<我が国の考え方>

日本では、401–403MHz 帯を地球探査衛星のテレコマンドで使用しており、データ収集システム (DCS) との両立方策等によって、当該使用の継続が確保されるべきである。

議題 1.3 460–470MHz 帯における気象衛星業務への一次分配への格上げ及び地球探査衛星業務への一次分配

決議 766 に基づき、460–470 MHz の周波数帯で気象衛星業務 (宇宙から地球) への二次分配を一次分配へ格上げすること、及び地球探査衛星業務 (宇宙から地球) への一次分配を追加することの可能性について検討を行う。

<議題の概要>

460–470MHz 帯および隣接帯域における一次分配されている既存業務を保護した上で、当該帯域に二次分配されている気象衛星業務 (宇宙から地球) について、一次分配への格上げの可能性及び、地球探査衛星業務 (宇宙から地球) の一次新規分配の可能性について検討を行う。

<我が国の考え方>

気象衛星業務及び地球探査衛星業務 (宇宙から地球) で現在運用中のシステムの運用

継続を確保しつつ、460–470MHz 帯で一次分配される気象衛星業務及び地球探査衛星業務（宇宙から地球）から既存一次業務の適切な保護がなされるべきである。

議題 1.4 RR 付録第 30 号 第 7 附属書の見直し

放送衛星業務プラン及びリストの周波数割当て、同プランに基づく放送衛星業務（BSS）の将来の発展並びに既存及び計画中の固定衛星業務（FSS）の通信網に対する保護を確保し、追加の制約を課すことなく、決議 557(WRC-15)に従って研究された結果を検討すること及び必要に応じて RR 付録第 30 号（WRC-12、改）第 7 附属書（Appendix 30 Annex7）に記載の制限について改訂すること。

<議題の概要>

RR 付録第 30 号第 7 附属書には、新たに放送衛星業務プラン・リストに登録・変更を希望する衛星通信網の軌道位置に関する制限が記載されている。本議題は、既存・計画中の衛星通信網の保護を念頭に置きつつ、この制限を撤廃する観点から RR の改訂を検討するもの。

<我が国の考え方>

新たに BSS プラン・リストに登録・変更を希望する放送衛星網の軌道位置に関する制限の撤廃については、ITU-R WP4Aにおいて議論がなされているところであり、引き続き ITU-R の研究を支持する。RR 付録第 30 号 第 7 附属書の軌道制限の改定については、FSS 衛星網を保護し、我が国を含む第 3 地域の付録第 30 号割当に制約を与えないことを条件に改定を支持する。

議題 1.5 固定衛星業務における静止軌道上の宇宙局と通信を行う移動する地球局による 17.7–19.7 GHz（宇宙から地球）及び 27.5–29.5 GHz（地球から宇宙）帯の利用

決議 158 に基づき、FSS における静止軌道上の宇宙局と通信する移動する地球局による 17.7–19.7 GHz（宇宙から地球）及び 27.5–29.5 GHz（地球から宇宙）帯の利用を検討すること。

<議題の概要>

17.7–19.7 GHz（宇宙から地球）及び 27.5–29.5 GHz（地球から宇宙）帯の FSS における静止軌道上の宇宙局と通信する移動する地球局(ESIM : Earth Station in Motion)の技術・運用特性、ユーザー要求及び他業務との共用に関する検討を行うもの。

<我が国の考え方>

既存の固定業務、移動業務及び固定衛星業務の適切な保護がなされるべきであり、今後の利用に制約が課されないように、ITU-Rにおいて十分な研究が実施されることを支持する。

議題 1.6 37.5–39.5 GHz（宇宙から地球）、39.5–42.5 GHz（宇宙から地球）、47.2–50.2 GHz (地球から宇宙) 及び 50.4–51.4 GHz（地球から宇宙）帯の非静止軌道 FSS 衛星 システムの技術・運用課題及び規則条項の検討

決議 159 に従い、37.5–39.5 GHz（宇宙から地球）、39.5–42.5 GHz（宇宙から地球）、47.2–50.2 GHz（地球から宇宙）及び 50.4–51.4 GHz（地球から宇宙）帯で運用する予定のNGSO FSS の技術・運用・規則条項の検討を行う。

<議題の概要>

固定衛星業務、移動衛星業務、放送衛星業務における静止軌道衛星網に制約を与えることなく、37.5–39.5 GHz（宇宙から地球）、39.5–42.5 GHz（宇宙から地球）、47.2–50.2 GHz（地球から宇宙）及び50.4–51.4 GHz（地球から宇宙）帯の非静止軌道 FSS 衛星システムに関する以下の検討を行うものである。

- ・NGSO 地球局の発射による静止軌道上のあらゆる点における、もしくは GS0 地球局への epfd 制限の検討。
- ・36–37 GHz 及び 50.2–50.4 GHz 帯の EESS (受動) の保護のため、必要に応じて決議 750 (EESS (受動) と関連する能動業務の両立性) の修正を検討。
- ・42.5–43.5 GHz, 48.94–49.04 GHz 及び 51.4–54.25 GHz 帯の RAS の保護。

<我が国の考え方>

既存業務の適切な保護がなされるべきである。

議題 1.7 短期ミッションの非静止軌道衛星のための宇宙運用業務の適応要件

決議 659 に基づき、短期ミッションの非静止衛星の宇宙運用業務における遠隔追跡・制御のための周波数要件について検討し、現行の宇宙運用業務の分配について適当か評価を行い、必要であれば新規分配についても検討を行う。

<議題の概要>

近年増えつつある宇宙運用業務での短期ミッションの非静止衛星の遠隔追跡・制御のための 1GHz 以下の帯域における周波数要件について検討を行い、現行の宇宙運用業務の分配が要件を満たさない場合、150.05 – 174 MHz 帯及び 400.15 – 420 MHz 帯における宇宙運用業務の新たな分配もしくは既存の分配の格上げについて、検討を行う。

<我が国の考え方>

既存業務の適切な保護がなされることを条件とし、本議題での追加分配等に係る ITU-R の研究を支持する。

議題 1.8 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) の近代化および新たな衛星プロバイダ

決議 359 に従い、GMDSS の近代化及び新たな衛星サービスプロバイダーの導入のための規制条項についての検討を行う。

<議題の概要>

GMDSS の更新及び近代化のための規制条項の検討であり、国際海事機関 (IMO) の検討を考慮しつつ、GMDSS の新たな衛星プロバイダとして、イリジウム及びスラヤ衛星システムの導入について検討を行うもの。

<我が国の考え方>

「GMDSS の近代化」について、MF 帯及び HF 帯の NAVDAT の導入を支持するとともに、既存の NAVTEX の周波数は、NAVTEX で継続使用できるよう保護されるべきである。

「GMDSS の更新 (追加衛星システム)」について、引き続き追加衛星システム導入のための ITU-R の研究を支持する。

議題 1.9.1 156–162.05MHz にて運用する自律型海上無線機器

決議 362 に従い、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）及び船舶自動識別装置（AIS）を保護するための、156–162.05MHz 帯における自律型海上無線機器について、規制措置及び適切な周波数の検討を行う。

＜議題の概要＞

156–162.05MHz 帯において、AIS 技術などを利用した新たな海上用無線装置についての使用周波数や規制条項を定める検討を行うものである。

＜我が国の考え方＞

AMRD 導入のための ITU-R の研究を支持する。AMRD で使用する周波数は既存業務（海上移動業務以外）に影響を与えてはならず、そのために AMRD 用に特定する周波数は既に海上移動業務で広く用いられている RR 付録第 18 号から選択するのが望ましい。

議題 1.9.2 VHF データ通信システム(VDES)の衛星での利用及び海上無線通信の高度化のための海上移動衛星業務の周波数分配と規制条項

決議 360 に基づき、既存の VDES、アプリケーション特定メッセージ（ASM）、船舶自動識別装置（AIS）や、同帯域及び隣接帯域（154–156MHz 帯及び 162–164MHz 帯）における既存業務の保護を確保した上で、VDES の衛星での利用のための海上移動衛星業務（地球から宇宙及び宇宙から地球）の周波数分配（なるべくであれば、156.0125–157.4375MHz 帯及び 160.6125–162.0375MHz 帯）及び規制条項について検討すること。

＜議題の概要＞

RR 付録第 18 号に記載された VHF 帯における海上での移動通信に係る周波数利用の規定について、VDES の衛星での利用のために、船舶自動識別装置（AIS）、アプリケーション特定メッセージ（ASM）、地上での VDES 利用、同帯域及び隣接帯域の既存業務に対し追加の制約を課すことなく、海上移動衛星業務の周波数分配及び規制条項について検討するものである。

＜我が国の考え方＞

既存業務（海上移動業務以外）を保護するために、使用する周波数は既に海上移動業務で広く用いられている RR 付録第 18 号記載の周波数から選択すべきであり、現在 ITU-R SG5 WP 5B にて検討されている Method のうち Method C を支持する。

議題 1.10 GADSS（航空における遭難及び安全に関する世界的な制度）の導入

決議 426 に従い GADSS の導入及び利用のための周波数要件及び規制措置の検討を行う。

＜議題の概要＞

ICAO から提供される GADSS の要件を踏まえ、GADSS の構成要素（航空機追跡、遭難時自動追跡、フライトデータ回収システム等）のデータトラヒック要求及び地上、衛星部分の検討や生命の安全（Safety of life）に関わる無線通信の要件並びに衛星及び地上システムの性能基準等の検討を行う。

＜我が国の考え方＞

GADSS 導入に向けた ITU-R の研究を支持する。

議題 1.11 鉄道無線システムのグローバル又は地域における周波数ハーモナイゼーションの検討

決議 236 (WRC-15) に従い、移動業務への既存の分配の中で、列車と沿線との間の鉄道無線通信システム (RSTT) を支援する調和のとれた世界的又は地域的な周波数帯を容易にするために、適宜必要な措置を執ること。

<議題の概要>

ITU-Rにおいて、列車と沿線との間の鉄道無線通信システムのスペクトル需要、技術的及び運用上の特性並びに導入の研究を行い、WRC-19において ITU-R 研究の結果に基づき、移動業務への既存の分配の中で、列車と沿線との間の鉄道無線通信システムを実現するための世界的又は地域的に調和した周波数帯をできる限り促進するために、適宜必要な措置を執ること。

<我が国の考え方>

各国で現在及び将来運用される RSTT を包括的に参考する手法に基づく、グローバルもしくは地域毎の周波数調和に係る ITU-R の研究を支持する。

議題 1.12 ITS のグローバル又は地域における周波数ハーモナイゼーションの検討

決議 237 (WRC-15) に従い、移動業務に分配済の周波数帯において、ITS の推進のための世界的あるいは地域的な周波数利用の調和について検討。

<議題の概要>

ITS 周波数の世界的調和のために、ITU-Rにおいて、既存の移動業務の分配における ITS の発展を実現させる技術的及び運用上事項の研究を行い、WRC-19においてはその研究結果を考慮し、移動業務に分配済の周波数帯において、ITS の推進のための世界的あるいは地域的な周波数利用の調和について検討するもの。

<我が国の考え方>

ITU-R で行われている研究の状況を踏まえつつ、我が国で使用されている周波数帯を含めた ITS の世界的あるいは地域的な周波数協調に向けた検討を支持する。

議題 1.13 将来の IMT 開発に向けた IMT 用周波数特定の検討

決議 238 (WRC-15) に従い、将来の IMT 開発に向けた移動業務の追加一次分配を含む IMT 特定のための周波数に関する検討。

<議題の概要>

将来の IMT 開発に向けた 24. 25-86GHz 帯における移動業務の追加一次分配を含む IMT 特定のための周波数に関し検討するために、当該周波数範囲における地上系 IMT の周波数需要を決定するための適切な研究と、また各検討周波数帯に一次的基礎で分配されている業務の保護を考慮しつつ、適切な共用及び両立性検討を行う。

<我が国の考え方>

我が国は、既存業務を適切に保護した上で、ITU-Rにおいて、特に低い周波数 (24. 25-27. 5 GHz, 31. 8-33. 4 GHz, 37-40. 5 GHz, 40. 5-42. 5 GHz and 42. 5-43. 5 GHz) における共用検討が積極的に行われ、IMT の周波数需要、及び他の WRC-19 議題も念頭においていた共用検討の結果を踏まえ、決議 238 (WRC-15) で示されている 11 個の検討対象周波数の中

から、全世界または地域の IMT 周波数の追加特定が行われることを支持する。

議題 1.14 高高度プラットフォーム局により実現される広帯域アプリケーションの利用促進

決議 160 (WRC-15) に従った ITU-R の研究に基づき、固定業務への既存の分配における、高高度プラットフォーム局 (HAPS) のための適切な規制上の措置を検討すること。

<議題の概要>

ブロードバンドサービスを提供する HAPS の中継回線及び固定端末回線のための追加のスペクトル需要を研究し、その結果を踏まえ、すでに固定業務に分配され、HAPS に特定済の周波数について、地域又は国を限定した特定を国際的なものに変えることや、HAPS による使用に適していない周波数特定の削除等の見直しを行い、さらに必要に応じて 38-39.5GHz 並びに第二地域の 21.4-22GHz 及び 24.25-27.5GHz 周波数帯を新たに HAPS に特定することに関する検討を行う。

<我が国の考え方>

既存業務の適切な保護がなされるべきであり、決議 160 (WRC-15) に従った ITU-R の研究を支持する。

議題 1.15 275-450GHz の周波数範囲で運用する陸上移動及び固定業務アプリケーションの主管庁による使用の特定に向けた研究

決議 767 (WRC-15) に従い、275-450GHz の周波数範囲で運用する陸上移動及び固定業務のアプリケーションために主管庁が使用する周波数帯の特定を検討する。

<議題の概要>

決議 767 (WRC-15) に従い、ITU-R における受動業務と能動業務間の共用両立性検討及びこれらの同業務のスペクトラム要求の検討結果を考慮に入れ、かつ脚注 5.565 で特定されている受動業務保護を前提に、275-450GHz の周波数範囲で運用する陸上移動及び固定業務のアプリケーションのために主管庁が使用する周波数帯の特定を検討する。

<我が国の考え方>

ITU-R の陸上移動業務と固定業務の各システムの使用のために候補周波数を特定する WP1A による ITU-R の研究を支持する。また、ITU-R の研究結果を踏まえた陸上移動業務と固定業務の特定を支持する。

すでに脚注 5.565 で特定されている受動業務を、陸上移動業務アプリケーションと固定業務アプリケーションの導入によって生じる周波数干渉から保護すべきである。

議題 1.16 5150-5925MHz の周波数帯における無線 LAN を含む無線アクセスシステムに関する研究

決議 239 (WRC-15) に従い、5150-5925 MHz の周波数帯において、無線 LAN を含む無線アクセスシステム (WAS/RLAN) に関連する課題を検討し、移動業務への周波数の追加分配を含む適切な規制上の措置を執ること。

<議題の概要>

5150-5925MHz の周波数帯における WAS/RLAN に関して下記の研究を行い、WRC-19 におい

て適切な措置を執ること。

- ・5150–5350 MHz の周波数帯における WAS／RLAN の屋外利用に関する検討
- ・5350–5470 MHz 及び 5725–5850 MHz の周波数帯における WAS／RLAN と既存業務との共用及び両立を可能とする干渉低減技術の検討及び WAS／RLAN で使用することを視野に入れた当該周波数帯の移動業務への追加分配の検討
- ・すでに移動業務に一次分配が行われている 5850–5925 MHz の周波数帯における WAS／RLAN と既存業務との間の詳細な共用及び両立性の研究

<我が国の考え方>

既存業務の適切な保護がなされるべきである。また、我が国は既存業務を適切に保護した上で 5150–5250MHz の RLAN の屋外利用を可能とするための RR 改訂を支持する。

議題 2 RR で参照による引用をされた ITU-R 勧告の参照の現行化

決議 28 (WRC-15、改) に従って、無線通信総会により通知される無線通信規則で参照による引用をされた改訂 ITU-R 勧告を調査すること及び決議 27 (WRC-12、改) の第 1 附属書に従って、無線通信規則で対応する参照の更新の要否を決定すること。

<議題の概要>

RR において義務規定として参照・引用されている ITU-R 勧告が WRC-15 以降に改訂された場合、改訂された ITU-R 勧告について RR における参照・引用の更新を行うか否かを検討するもの。参照・引用の更新をしない場合、改訂前の勧告が引き続き引用される。

また、RR が ITU-R 勧告を引用している場合において、義務的なものとして引用しているか否か不明確な場合について、明確化に努めるもの。

<我が国の考え方>

RR に記載される ITU-R 勧告の参照について、決議 27 (WRC-12、改) 及び決議 28 (WRC-15、改) に基づき見直すことを支持する。

議題 4 決議・勧告の見直し

決議 95 (WRC-07、改) に従って、過去の世界無線通信会議の決議及び勧告について、改正、置換又は廃止の観点から見直すこと。

<議題の概要>

過去の世界無線通信会議 (WRC) で策定された決議及び勧告について、改正、置換又は廃止の観点から見直すもの。他の議題で取り扱わない WRC 決議・勧告が対象。

<我が国の考え方>

本議題の検討対象となる WRC 決議及び勧告について、決議第 95 (WRC-07、改) に基づき見直すことを支持する。

議題 7 衛星ネットワークに係る周波数割当のための事前公表手続、調整手続、通告手続及び登録手続の見直し

全権委員会議決議 86 (2002 年マラケシュ、改) に応じ、決議 86 (WRC-07、改) に従って、電波周波数と静止衛星軌道を含む関連する衛星軌道の合理的、効率的、経済的使用を促進するため、衛星網に係る周波数割当のための事前公表、調整、通告及び登録の各手続について、

可能な変更及びその他選択肢について検討すること。

<議題の概要>

衛星網の国際調整手続の更なる簡素化、BRにおける衛星網のファイリングの処理にかかる事務処理の積滞解消及びBRと主管庁のコスト削減を達成するため、衛星網にかかる調整及び通告の手続の見直しを行うもの。

<我が国の考え方>

本議題の検討対象となる衛星網の調整手続について、全権委員会議決議第86（2002年マラケシュ、改）に基づき、見直すことを支持する。また、適切な周波数調整を経てから運用開始するという原則を維持することとし、予期せぬ悪影響が生じる可能性がある包括的な見直しではなく、個々の問題点について慎重に検討する手法により、規則・手続の見直しを行うことを支持する。

NGSO衛星網の運用開始(BIU)の要件については、我が国のNGSOコンステレーションによる衛星網の将来計画にとって問題とならないことに留意しつつ、BIUの要件はこれまでのとおりとし、一部の周波数帯のFSSのNGSO衛星網についてはBIU期限後に段階的に打上げ割合の条件を設け、満たさない場合は国際周波数登録原簿(MIFR)に登録される衛星機数を調整するITU-Rの研究を支持する。

RR付録第30・30A号での第1・3地域における暫定登録された衛星網が確定となる際の参考状況の更新については、我が国の既存BSSプラン・リストの運用保護及び将来のBSS円滑展開に留意し、等価混信保護比マージン基準の適切な維持を支持する。

放送衛星網の電力束密度(PFD)制限については、我が国の将来のBSSの円滑展開に留意し、自国領域内に限りPFD制限値を緩和することを支持する。

議題8 脚注からの自国の国名の削除

決議第26(WRC-07、改)に従い、主管庁からの要求を考慮し、不要な場合には、当該国の脚注を削除し、又は、脚注から当該国の国名を削除すること。

<議題の概要>

無線通信規則(RR)の周波数分配表を簡素化するため、主管庁からの要請により、不要となった国別分配について脚注又は脚注中の国名を削除するもの。

<我が国の考え方>

他国の脚注からの自国名削除について、基本的には我が国の既存業務に対し影響はないことから支持する。

議題9 無線通信局長報告の検討及び承認

議題9.1 WRC-15以降の無線通信部門の活動

Issue 9.1.1 1885-2025 MHz帯及び2110-2200 MHz帯におけるIMTの実施

Issue 9.1.2 1452-1492MHz帯におけるIMTと放送衛星業務(音声)との両立性(第一地域および第三地域)

Issue 9.1.3 固定衛星業務に分配された3700-4200 MHz, 4500-4800 MHz, 5925-6425 MHz及び6725-7025 MHz帯における新たな非静止衛星軌道システムに関する技術・運用面の課題及び規則条項の検討

Issue 9.1.4 準軌道飛行体に搭載された局

Issue 9.1.5 RR第5.447F号及び第5.450A号においてITU-R勧告M.1638-1及びITU-R勧告

M. 1849-1を参照することの技術的及び規制上の影響の検討

- Issue 9.1.6 電気自動車用ワイヤレス電力伝送（WPT）に関する研究
- Issue 9.1.7 アップリンク送信の実施を認可済端末に制限するための追加手法の必要性及び領土内の無認可地球局端末の管理のための手法の研究
- Issue 9.1.8 マシンタイプコミュニケーションの導入のための周波数協調を含む、無線ネットワーク及びシステムの技術的・運用的側面及び周波数需要の研究
- Issue 9.1.9 51.4-52.4 GHzにおける固定衛星業務（地球から宇宙）の周波数要求及び新規分配の検討

＜議題の概要＞

Issue 9.1.1 1885-2025 MHz帯 及び 2110-2200 MHz帯におけるIMT の実施

IMT の地上コンポーネントと衛星コンポーネントの実施を推進するため、特に独立したIMT衛星及び地上コンポーネント展開のため、別の国々で移動業務及び移動衛星業務で共用されている、1885-2025 MHz 帯 及び 2110-2200 MHz 帯における IMT 地上コンポーネント（移動業務）と衛星コンポーネント（移動業務及び移動衛星業務）の共存性・両立性を確保し、IMT衛星及び地上コンポーネントの開発を促進するために、可能な技術・運用面の手段の検討を行う。

Issue 9.1.2 1452-1492MHz帯におけるIMTと放送衛星業務（音声）との両立性（第一地域および第三地域）

決議761（WRC-15）に従い、IMTと放送衛星業務（音声）の運用上の要件を考慮しつつ、第1地域、第3地域での1452-1492MHzにおけるIMTとBSS（音声）との両立性を促進するためには、WRC-19までに、ITU-Rで適切な規制面及び技術的な研究を行い、これに基づき、当該周波数帯におけるIMTとBSS（音声）長期安定的な運用を図るため、無線通信局長がその結果をWRC-19に報告し、WRC-19で取り得る規制上の措置。

Issue 9.1.3 固定衛星業務に分配された3700-4200 MHz, 4500-4800 MHz, 5925-6425 MHz 及び6725-7025 MHz帯における新たな非静止衛星軌道システムに関する技術・運用面の課題及び規則条項の検討

以下について検討を行うもの。

- 3700-4200 MHz（宇宙から地球）について既存業務を保護した上で同帯域でNGSO FSSが運用できるようRR21表21-4の改定の可能性。
- 3700-4200 MHz（宇宙から地球）及び5925-6425 MHz（地球から宇宙）について、GSO網が適切に保護された上で、NGSOシステムに適用できるepfd(↓)及びepfd(↑)制限。
- 4500-4800 MHz（宇宙から地球）及び6725-7025 MHz（地球から宇宙）について、GSO網が適切に保護された上で、NGSOシステムに適用できるepfd(↓)及びepfd(↑)制限。
- 6700-7025 MHzについてNGSO（地球から宇宙）の地球局からMSSシステム（宇宙から地球）のフィーダリンクの保護。
- 4500-4800 MHz（宇宙から地球）及び5925-6425 MHz（地球から宇宙）について5.440A及び5.457Cが適用されNGSO FSSシステムがAMTへ有害な干渉を与えない、また、保護を求めるることを明確にするための規則条項。

Issue 9.1.4 準軌道飛行体に搭載された局

準軌道飛行体に搭載された局に関して必要な技術・運用面及び周波数要求の検討を行い、結果を踏まえて、WRC-23の議題化の検討を行うもの。

Issue 9.1.5 RR第5.447F号及び第5.450A号においてITU-R勧告M.1638-1及びITU-R勧告M. 1849-1を参照することの技術的及び規制上の影響の検討

RR第5.447F号及び第5.450A号で規定した業務に関し、これらの脚注で規定した業務に過

度な制約が課されないことを確保しつつ、これらの脚注の中でITU-R勧告M.1638-0に替えてITU-R勧告M.1638-1を引用すること及び新たにITU-R勧告M.1849-1の引用を追加することの技術的及び規制上の影響を調査すること。

Issue 9.1.6 電気自動車用ワイヤレス電力伝送（WPT）に関する研究

電気自動車（EV: Electric Vehicles）への給電を目的とするワイヤレス電力伝送（WPT: Wireless Power Transmission）について、無線通信業務へのインパクトを評価するとともに、無線通信業務への影響を最小化し協調した運用が可能となる適切な周波数範囲について研究を行うもの。

Issue 9.1.7 アップリンク送信の実施を認可済端末に制限するための追加手法の必要性 及び領土内の無認可地球局端末の管理のための手法の研究

アップリンク送信をRR18.1に従い認可済端末に制限するための追加手法が必要かどうかについて検討し、また、領域内において、ITU-R決議64(RA-15)に従い、主管庁の周波数管理計画のツールとして無認可地球局端末の不法運用を管理するための手法について検討を行うもの。

Issue 9.1.8 マシンタイプコミュニケーションの導入のための周波数協調を含む、無線 ネットワーク及びシステムの技術的・運用的側面及び周波数需要の研究

本課題は、勧告、報告及び／又はハンドブックを必要に応じ策定し、無線通信部門（ITU-R）の所掌の範囲内で適切な措置を講じるため、狭帯域及び広帯域のマシンタイプコミュニケーション（MTC）導入を支援するための調和した周波数の使用を含む、無線ネットワーク及びシステムの技術的及び運用的側面及び周波数需要の研究を行うもの。

Issue 9.1.9 51.4–52.4 GHzにおける固定衛星業務（地球から宇宙）の周波数要求及び新規分配の検討

既存のFSS帯域の周波数利用効率の向上、周波数利用の最適化を考慮した上で追加の周波数要求の検討を行い、当該検討結果をふまえ、51.4–52.4 GHzにおけるGSOに限定したFSS（地球から宇宙）分配の正当性の検討及び既存業務との共用・両立性の検討を行うものである。また、52.6–54.25GHzの受動業務が保護できるよう決議750の見直しを検討するもの。

＜我が国の考え方＞

Issue 9.1.1

1980–2010MHz及び2170–2200MHz帯におけるIMT地上系と衛星系間の共存及び両立性に関する技術面及び運用面のITU-Rの研究を支持する。

Issue 9.1.2

IMTの長期安定的な運用が保証されるよう、ITU-Rにおける、決議761(WRC-15)に基づく、1452–1492MHzの周波数における放送衛星業務（音声）とIMTとの第一及び第三地域における共用を実現するための規制及び技術事項に関する検討を支持する。IMT保護の観点から、放送衛星業務（音声）に対しRR21.16 Table21-4にPFD制限値を規定するのが望ましい。

Issue 9.1.3

3700–4200MHz, 4500–4800MHz, 5925–6425MHz及び6725–7025MHz帯における既存の業務に影響がないよう、ITU-Rで十分な研究が行われることが必要である。

Issue 9.1.4

ITU-R における決議 763 に従う研究を支持する。

Issue 9.1.5

RR 脚注 5.447F 及び 5.450A における参考文献を、これらの脚注で規定した業務に過度な制約が課されないことを確保しつつ、最新の勧告に更新するための検討を支持する。

Issue 9.1.6

79–90 kHz が EV 用 WPT の周波数範囲として ITU-R 勧告に記載され、遅くとも RA-19 で承認されるべきである。

また、WPT に関する RR の規定の整備に関して、今後の ITU-R の研究の進展を踏まえて、APT として必要な提案を行う可能性について、検討を行うべきである。

Issue 9.1.7

主管庁、衛星通信事業者及び認可された地球局に不必要的規制や制約を課されないよう ITU-R において十分な研究がなされることが必要である。

Issue 9.1.8

決議 958 (WRC-15) に基づく、IMT 及びそれ以外の技術の観点から MTC のインフラストラクチャの実現を支えるための検討を行うことを支持する。また、本課題において、MTC 利用の周波数を特定する必要はないと考える。

Issue 9.1.9

51.4–52.4GHz 帯は我が国において無線局の利用及び利用予定はないことから、現時点では特段の対処は必要ないため、特に見解は示さない。

議題9.2 RR適用上の矛盾及び困難に応じた措置に関する検討

RR の適用の際に生じた困難又は矛盾に関する無線通信局長の報告を検討し、承認すること。

<議題の概要>

RR を実際に適用していく中で遭遇する、失効している規定や相互に矛盾する規定について無線通信局長が報告にまとめ、WRC で検討、承認するもの。

<我が国の考え方>
特になし。

議題9.3 決議第80 (WRC-07 改定) の規定に応じた措置に関する検討

決議第 80 (WRC-07、改) に応じた措置に関する無線通信局長の報告を検討し、承認すること。

<議題の概要>

決議 80 (静止衛星軌道やその他の衛星軌道及び周波数の合理的、公平、効果的かつ経済的な使用手続について研究することを規定) に基づき、ITU 憲章第 44 条に含まれる基本原則について、ITU-R で研究のうえ RRB において審議し、その進捗状況を無線通信局長報告として毎回の WRC に報告、WRC で検討、承認するもの。

<我が国の考え方>
特になし。

議題 10 将来の世界無線通信会議の議題

ITU 条約第 7 条に従って、次回の世界無線通信会議の議題に盛り込む項目を理事会に勧告すること、並びに、後続の世界無線通信会議の仮議題及び将来の世界無線通信会議の議題候補について見解を示すこと。

<議題の概要>
将来の世界無線通信会議の仮議題等を設定するもの。

<我が国の考え方>
我が国より、WRC-23 の新議題として以下の提案を行う。
・将来の IMT 基地局として運用される高高度プラットフォーム局 (HAPS) 開発に向けた HAPS への IMT 用周波数の利用